

平成 30 年度 内閣府税制改正要望



平成 29 年 8 月
内閣府



平成30年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

地域経済活性化事業等支援政策の推進(延長1件)

◆地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長 (国税) ☆

- 地域経済活性化支援機構が金融機関等からの債権の買取り等により取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置を延長する。

地方創生の推進(新設1件、拡充延長7件)

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 (国税、地方税) ☆

- 東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し(中部圏・近畿圏を支援対象地域に追加)を行う。

◆小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長 (国税) ☆

- 地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス(小さな拠点形成事業)を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の課税の特例措置(所得税に関する寄付金控除)について制度の拡充とともに適用期限を2年間延長する。

◆特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置 (地方税)

- 空き店舗活用に積極的に取り組む地方公共団体・商店街を支援するため、地方創生推進交付金をはじめとした関係省庁による支援とともに、地方公共団体の定める特定地域内において、地方公共団体からの商業活性化に関する協力要請にも応じない場合、商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の住宅用地特例を解除できる措置を講ずる。

◆国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長 (国税、地方税) ☆

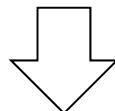
- 国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する法人が、国家戦略特区内において機械等の取得等をした場合に、取得価額の50%(建物等は25%)の特別償却又は15%(建物等は8%)の税額控除等ができる現行の特例措置の延長を行う。

◆国家戦略特区における所得控除制度の拡充・延長 (国税、地方税) ☆

- 国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置を延長した上で、一定の金融事業等も対象とするよう措置の拡充を行う。

◆国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 (国税) ☆

- 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の延長を行う。





平成30年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

◆国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充・延長（国税、地方税） ☆

- 総合特別区域法に定められた指定法人が、国際戦略総合特区内において、機械等の取得等をした場合に、取得価額の40%（建物等は20%）の特別償却又は12%（建物等は6%）の税額控除ができる現行の措置を延長した上で、「宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」も対象とするよう措置の拡充を行う。

◆地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長（国税） ☆

- 地域活性化総合特区において、社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得金額（1千万円限度）と総所得額等の40%相当額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置の延長を行う。

子ども・子育て支援の推進（新設1件）

◆子育て支援に係る税制上の措置の検討（国税、地方税）

- 子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

平成 30 年度税制改正要望（目次）

1. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	P 4
2. 科学技術・イノベーション政策の推進	P 5
3. 防災政策の推進	P 6
4. 地方創生の推進	P13
5. 子ども・子育て支援の推進	P22

1. 地域経済活性化事業等支援政策の推進

① 地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 登録免許税

概要

地域経済活性化支援機構が金融機関等からの債権の買取り等により取得する不動産に関する権利等の移転登記等に対する登録免許税の免税措置を延長する。

要望内容

地域経済活性化支援機構に係る登録免許税の特例措置を5年間延長する。

<金融庁と共同要望>

2. 科学技術・イノベーション政策の推進

① 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等 [拡充]

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税

概要

公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認手続が必要である。国立大学法人や国立研究開発法人等に対する現物寄附について、承認の要件を緩和する等の特例を設け、寄附の一層の促進を図る。

要望内容

国立大学法人等に評価性資産の寄附を行った際に、寄附された資産等が公益目的事業に用いられることが担保されている場合には、みなし譲渡所得税を非課税とするよう国税庁長官の承認要件の緩和等の特例を設ける。

<文部科学省と共同要望> (内閣府は従要望)

3. 防災政策の推進

① 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長〔延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税

概要

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、良質な住宅ストックの形成を促進するため、既存住宅の耐震リフォーム等を行う場合、税制上の特例措置（固定資産税の減額）を行うもの。

要望内容

現行の措置を2年間延長する。

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

②津波避難施設に係る特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

津波防災地域づくりに関する法律に基づいて、管理協定が締結された避難施設の「避難の用に供する部分」及び「避難施設に附属する避難の用に供する償却資産（誘導灯、誘導標識、自動解錠装置）」に係る固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減するもの。

要望内容

- （拡充）対象避難施設に指定避難施設を追加
対象償却資産に防災用倉庫及び防災用ベンチ等を追加
- （延長）適用期限を3年間延長

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

③首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長〔拡充・延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、鉄道利用者の安全性を確保するため、当該地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い路線等を対象に、鉄軌道事業者が鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間2／3に軽減する特例措置を講ずる。

要望内容

対象施設を拡充及び見直しを行った上で、措置の期限を2年間延長する。

[新たに対象となる施設]

- ・路線（片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路等と交差・並走）における耐震対策を実施したロッキング橋脚を有する橋りょう

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長〔延長〕

<税目> (地方税) 固定資産税

概要

特定都市河川浸水被害対策法により指定された特定都市河川流域内において、設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準を2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）に軽減する。

要望内容

現行の措置を3年間延長する。

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

⑤地域データセンター整備促進税制措置 [新規]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）固定資産税

概要

IoT 時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒック（通信量）を分散して国土強靱化を実現する。

要望内容

東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、法人税において取得価額の 30%の特別償却及び固定資産税において5年度分の課税標準の特例（軽減割合 1/2）を行う。

適用期間を2年間とする。

＜総務省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑥港湾の耐震対策の推進のための特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、法人事業税

概要

コンテナが多数立地する臨海部においては、護岸、岸壁等の多くを民間事業者が所有・管理している。南海トラフ沿いの地域や南関東における大規模地震の発生に備え、老朽化した民有護岸等の耐震改修を早急に実施し、非常災害時の航路機能の確保を図る。

要望内容

耐震改修を行った民有の護岸・岸壁・棧橋について取得価額の 20% の特別償却を行う。

（延長）適用期間を 5 年間延長。

（拡充）南海トラフ防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において、耐震改修を行った施設については、取得価額の 40% の特別償却を行う。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

⑦港湾の耐震対策の推進のための特例措置 [拡充・延長]

<税目> (地方税) 固定資産税

概要

コンテナが多数立地する臨海部においては、護岸、岸壁等の多くを民間事業者が所有・管理している。南海トラフ沿いの地域や南関東における大規模地震の発生に備え、老朽化した民有護岸等の耐震改修を早急に実施し、非常災害時の航路機能の確保を図る。

要望内容

耐震改修を行った民有護岸・岸壁・物揚場について、取得後5年間、課税標準を価格の2/3とする。

(延長) 適用期間を3年間延長。

(拡充) 南海トラフ防災対策推進区域又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において、耐震改修を行った施設については、取得後5年間、課税標準を価格の1/3とする。

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

4. 地方創生の推進

① 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）法人住民税

概要

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、地方拠点強化税制の拡充及び延長を図る。

要望内容

東京一極集中是正の加速化を図るため、地方拠点強化税制において、①制度全体について、雇用要件の緩和や支援対象施設の拡充、②東京一極集中是正に直接的に効果のある移転型事業について、要件の緩和や支援対象外地域の見直し（中部圏・近畿圏を支援対象地域に追加）を行う。

② 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の
拡充・延長 [拡充・延長]

<税目> (国 税) 所得税

概要

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、地域の雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対して個人が出資した場合の課税の特例措置（所得税に関する寄付金控除）を講ずる。

要望内容

適用期限を2年間延長するとともに、現在は適用対象外となっている設立時出資についても対象とする。

③ 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置 [新規]

＜税目＞（国 税）相続税

概要

地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。

要望内容

都市農業振興基本計画を踏まえ、生産緑地が貸借された場合に相続税の納税猶予制度を適用する。

＜農林水産省、国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④ 特定地域における商売及び居住の実態のない店舗兼住宅にかかる固定資産税の住宅用地特例解除措置 [新設]

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

地方公共団体が特に定める重点的な地域（商店街等）において関係者が一丸となって空き店舗対策に取り組む場合には、地方創生推進交付金を含む関係省庁の政策による重点支援によって後押しするとともに、最後の手段として住宅用地特例を解除できる仕組みを設け、インセンティブ・ディスインセンティブ両措置によって地方公共団体・商店街を支援する。

要望内容

周囲からの協力要請にも応じず、商売の実態も居住の実態もない「空き店舗兼住宅」については、最後の手段として、固定資産税の住宅用地特例を解除することができる仕組みを新設する。

⑤ 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の特例措置の延長
[延長]

<税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、事業税、固定資産税

概要

「国家戦略特区」において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的ビジネス拠点を形成する観点から、課税の特例措置を延長する。

要望内容

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた法人が国家戦略特区内において、機械等の取得をしてその事業の用に供した場合の特別償却又は投資税額控除及び研究開発税制の特例並びに固定資産税の特例措置について、2年間延長を行う。

⑥ 国家戦略特区における所得控除制度の拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

「国家戦略特区」において、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的ビジネス拠点を形成する観点から、課税の特例措置を延長する。また、先進分野への投資の促進と金融サービスの高度化の観点から、金融面での拡充を行う。

要望内容

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた法人について、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる現行の特例措置を2年間延長した上で、一定の金融事業等も対象とするよう措置の拡充を行う。

⑦ 国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長 [延長]

<税目> (国 税) 所得税

概要

小規模ベンチャー等の創業を推進し、早期における事業展開を後押しすることで、「世界で一番ビジネスしやすい環境」の整備を図るとともに、産業の国際競争力を向上させる観点から、課税の特例措置を延長する。

要望内容

認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得に要した金額（1千万円限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置を3年間延長する。

⑧ 国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の拡充・延長
[拡充・延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

「国際戦略総合特区」において、経済成長に寄与するような拠点形成を図るとともに、国際競争力を向上させる観点から、課税の特例措置を延長した上で、対象事業を拡充する。

要望内容

総合特別区域法に定められた指定法人が、国際戦略総合特区内において機械等の取得等をした場合には、取得価額の 40%（建物等は 20%）の特別償却または 12%（建物等は 6%）の税額控除ができる現行の特例措置を 2 年間延長した上で、「宇宙機器の研究開発又は製造に関する事業」も対象とするよう措置の拡充を行う。

⑨地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長 [延長]

<税目> (国 税) 所得税

概要

「地域活性化総合特区」において、地域の社会的課題解決を図り地域を活性化するため、課税の特例措置を延長する。

要望内容

社会的課題解決に資する事業（ソーシャルビジネス等）を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から取得に要した金額（1千万円限度）と総所得額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除できる現行の特例措置を2年間延長する。

5. 子ども・子育て支援の推進

① 子育て支援に係る税制上の措置の検討〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

子育て支援に係る税制上の措置について、検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

（児童手当法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項）

②働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置 〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

女性の就業率や保育利用率の上昇などがこれからも続いていくことを踏まえつつ、本年6月に発表された「子育て安心プラン」に基づき、事業所内保育施設（事業所内保育事業・企業主導型保育事業）の整備等を通じた保育の受け皿の拡大及び保育と連携した「働き方改革」を進める必要があり、これに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

要望内容

事業所内保育施設の設置を進める上で不安要因となる設備投資の負担を軽減すること等を通じて、中小企業等も含む企業の事業所内保育施設の整備及び仕事と育児の両立支援が促進されるよう、事業所内保育施設を設置する企業に対して、

- ① 事業所内保育施設並びにこれと同時に取得した遊戯具、家具及び防犯設備の割増償却措置を講ずる。
- ② くるみん認定・プラチナくるみん認定を取得して仕事と育児の両立支援により積極的に取り組んでいる企業については、上記措置を拡充する。

＜厚生労働省と共同要望＞（内閣府は従要望）

③子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

公費による支援のない認可外保育施設やベビーシッターの利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずることにより、認可保育所を希望しながらやむを得ずこうしたサービスを利用する方々の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。

要望内容

仕事と家庭の両立を支援するため、やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の所要の措置を講ずる。

＜厚生労働省と共同要望＞（内閣府は従要望）